

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、報第1号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第5 報第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が3件ありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第2号について、ご説明申し上げます。
議案書は4ページになります。
1番と2番の案件は、中間管理事業の解約になります。
1番、2番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外9筆の樹園地 合計3,054.61㎡を、耕作者の申出により、合意解約するものです。
3番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外4筆の田 合計10,547.04㎡を賃借人の申出により、合意解約するものです。
以上です。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声が有りますので、報第2号は了承いただいたものと認めます。

…4番 黒澤ちよ子委員 入室…

議長(高橋会長) 次に、日程第6 議第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 　ただ今上程されました、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し賃借権設定1件、賃借権移転1件、使用貸借権が1件の計3件の許可申請がありましたので提案するものであります。

　農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) 　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、議第1号について、ご説明申し上げます。議案書は5ページと6ページになります。

　はじめに、5ページをご覧ください。賃借権設定と移転の申請となります。

　1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲ 外9筆の樹園地 合計3,054.61㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

　2番につきましては、賃借権移転の申請です。

　▲▲の■■■■さんの所有する▲▲字▲▲ 24の畑 1,945㎡について、借人を■■■■さんから■■■■さんに移転するものです。

　次に、6ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

　3番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外1筆の畑 合計1,787㎡を新規の10年契約となっております。

　以上です。

議長(高橋会長) 　ここで、現地調査について担当委員より報告をお願いします。

　1番、2番の現地調査について、村越竜仁推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 　1月23日に村越委員よりご報告いただいております。

　1番2番とも、ぶどう園として耕作されており、周辺農地への影響もないことを確認したとご報告いただきました。

議長(高橋会長) 　これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 　異議なしと認めます。

　それでは、一括して審議いたします。

　本案件について、質疑、意見を求めます。

　質疑、意見はございませんか。

7番 (浅野厚司委員) 1番について、機構を介した貸し借りではなく、3条を選択したのは何か理由があったのでしょうか。

嶋貫農地係長 綿密にお話をしながら耕作をしたいというお考えがあつて、毎年賃借料を支払う際に地主さんと顔を合わせたいという意向があつたようです。
そういった経過から、機構ではなく3条での契約になっています。

議長(高橋会長) 他に質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第7 議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第4条第1項の規定により、本委員会に対し1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第2号について、ご説明申し上げます。
議案書は7ページになります。
1番につきましては、▲▲の■ ■ ■ ■さん所有する、▲▲字▲▲外1筆の畑 合計204㎡を、一般住宅を移転するため、申請があつたものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
既存の住宅が地盤の関係で傾いているため、基礎を上げて移転をするという申請になっています。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について、7番 浅野厚司委員より、報告をお願いします。

7番 (浅野厚司委員) 1月17日に私と梅津事務局長補佐、嶋貫農地係長の3名で4条1件の現地調査を行いました。
この案件につきましては、申請通りであったことをご報告いたします。以上です。

議長(高橋会長) これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第8 議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し使用貸借権1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第3号について、ご説明申し上げます。
議案書は8ページになります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんと■■■■さんが所有する、▲▲字▲▲の一部 902.15㎡の田に、使用貸借権を設定し、農業用倉庫を建築するため、申請があったものです。

嶋貫農地係長 当該地は、原則転用ができない農業振興地域内の農用地区域に指定されていますが、例外規定の農業用施設用地に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について、7番 浅野厚司委員より、報告をお願いします。

7番 (浅野厚司委員) 1月17日に私と梅津事務局長補佐、嶋貫農地係長の3名で5条1件の現地調査を行いました。
この案件につきまして、申請通りであったことをご報告いたします。
以上です。

議長(高橋会長) これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第9 議第4号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第4号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し2件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

- 嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第4号につきまして、ご説明します。
議案書9ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■ ■ ■ ■さん外3名から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が畑 343㎡が、昭和40年頃から宅地として利用し、現在に至るものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
2番につきましては、同じく▲▲の■ ■ ■ ■さん外3名から願出があったもので、▲▲字▲▲ 外3筆 登記地目が畑 合計1,142㎡が、昭和40年頃から耕作せず、山林化して利用し、現在に至るものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
以上です。
- 議長(高橋会長) ここで、現地調査について、報告をお願いします。
1番の現地調査について、7番 浅野厚司委員より、報告をお願いします。
- 7番
(浅野厚司委員) 1月17日に私と梅津事務局長補佐、嶋貫農地係長の3名で非農地1件の現地調査を行いました。
この案件について申請通りであったことをご報告いたします。以上です。
- 議長(高橋会長) 2番の現地調査については、渡沢寿委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。
- 嶋貫農地係長 2番の案件は地元委員である渡沢委員に現地確認をお願いいたしました。1月22日に渡沢委員からご報告いただいています。
現地は山間部で、積雪もあることから立ち入れないということで、航空写真にて確認いただきました。
立ち木が生えていて、山林化していることを確認したとご報告をいただいています。
以上です。
- 議長(高橋会長) これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。
- ……………異議なしの声……………
- 議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。
- ……………なしの声……………
- 議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第10 議第5号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第5号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和7年1月14日付け農第1319号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「旧農業経営基盤強化促進法第18条」に基づいて、賃借権設定16件、所有権移転2件の合計18件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしく願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

梅津事務局長補佐 ただ今提案されました、議第5号につきまして、ご説明を申し上げます。
議案書は10ページからで、13ページにつきましては、総括表となっておりますのでご覧ください。
賃借権設定が16件で、計画面積は、田110,686㎡、畑2,589㎡、合計113,275㎡となっております。
所有権移転は2件で、計画面積は、田11,589㎡、畑1,627㎡、合計13,216㎡となっております。
詳細につきましてご説明申し上げます。14ページをお開きください。賃借権設定、16件です。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田1,748㎡外1筆、合計3,496㎡について、再設定の10年で、毎年11月30日支払い、物納となっております。
2番については▲▲の■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で、農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介して設定するもので、▲▲字▲▲の田3,536㎡外3筆、合計田9,207㎡について、再設定の10年で、毎年12月20日支払、口座振替となっております。

梅津事務局長補佐

同様に3番の▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの間の設定から、4番、5番、6番、15ページの7番～12番、16ページの13番、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの賃借権の設定までは再設定となります。次のページの17ページをお開きください。14番の▲▲の■■■■さんと■■■■さん、15番▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さん、16番の▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間の設定まで、農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介して、「新規」で賃借権を設定するものですが、事前に通知させていただいておりましたので、このたびは件数が多いことから、案件毎の詳細の説明については省略させて頂きたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続いて18ページをご覧ください。

所有権移転の申請2件について、ご説明を申し上げます。

1番、▲▲の■■■■さんから、▲▲の■■■■さんへ、▲▲字▲▲の田 1, 342㎡外4筆、合計6, 766㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

2番、▲▲の■■■■さんから、▲▲の■■■■さんへ、▲▲字▲▲の畑 37㎡外3筆、▲▲字▲▲の田 4, 823㎡合計6, 450㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

以上でございます。

議長(高橋会長)

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が2名おりますので、分割して審議したいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長(高橋会長)

それでは、始めに、賃借権設定の7番について、審議いたします。ここで、4番 黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

…………黒澤ちよ子委員退席…………

議長(高橋会長)

これより、本案件について審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の賃借権設定の7番について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) ここで、4番 黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員復席……………

議長(高橋会長) 次に、賃借権設定の14番について、審議いたします。
ここで、10番 朝倉善則委員の退席を求めます。

……………朝倉善則委員退席……………

議長(高橋会長) これより、本案件について審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の賃借権設定の14番について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) ここで、10番 朝倉善則委員の復席を求めます。

……………朝倉善則委員復席……………

議長(高橋会長) 次に、ただいまの議事参与案件2件を除く、賃借権設定14件及び所有権移転2件の計16件について審議に入ります。
お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。お諮りいたします。
議第5号の議事参与案件2件を除く全16件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第11 議第6号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、議第6号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和7年1月14日付け農第1321号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、賃貸借権移転6件に関する農用地利用集積等促進計画案について意見を求められましたので、提案するものであります。
ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただいま、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

梅津事務局長補佐 ただ今提案されました、議第6号について、ご説明を申し上げます。
令和5年4月からの農業経営基盤強化促進法の改正により、農用地利用集積等促進計画として定めることとなりました。つきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、本委員会に意見を求められるものです。
議案書は19ページから22ページまでとなっております。21ページをお開きください。
1番については、▲▲字▲▲の田 1, 074㎡について耕作者を▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんへ移転するもので、契約期間は3年となっております。
2番については、▲▲字▲▲の田 1, 785㎡について耕作者を▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんへ移転するもので、契約期間は3年となっております。

梅津事務局長補佐

3番については、▲▲字▲▲の田 2, 503㎡外1筆の合計田4, 001㎡について耕作者を▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんへ移転するもので、契約期間は14年となっております。

4番については、▲▲字▲▲の田 1, 818㎡外5筆の合計田 5, 215㎡について耕作者を▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんへ移転するもので、契約期間は14年となっております。

5番については、▲▲字▲▲の田 2, 649㎡外20筆の合計田 18, 380㎡について耕作者を▲▲の■■■■■さんから▲▲の■■■■■さんへ移転するもので、契約期間は記載のとおりとなりますが、3年、11年、15年となっております。

6番については、▲▲字▲▲の田 710㎡について、耕作者を▲▲の■■■■■さんから■■■■■さんへ移転するもので、契約期間は8年となっております。

以上でございます。

議長(高橋会長)

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長(高橋会長)

それでは、始めに、賃借権移転の5番について、審議いたします。ここで、4番 黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員退席……………

議長(高橋会長)

これより、本案件について審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

7番
(浅野厚司委員)
嶋貫農地係長

賃料支払回数とは、それぞれ異なるがどういうことですか。

賃借権の移転ですので、前借りていた方の契約期間が残った状態を引き継いでいます。契約した期間や、契約の始期と終期がそれぞれ異なるので支払い回数も違ってきます。

残っている支払回数の表記を求める表の様式になっているので、ここでは契約年数ではなく支払回数を示しています。

議長(高橋会長)

その他質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) ここで、4番 黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員復席……………

議長(高橋会長) 次に、議事参与5番を除く1番から4番と、6番の計5件について、審議いたします。
お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
1番から4番と6番について質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第12 議第7号「地域農業経営基盤強化促進計画の策定に係る意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

- 山内事務局長 ただ今上程されました、議第7号「地域農業経営基盤強化促進計画の策定に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和7年1月10日付け農第1277号で、南陽市長から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、新たに地域計画を定めることについて意見を求められましたので、ご提案するものであります。
ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農林課山口農林課長の補足説明を求めます。
- 農林課山口農林課長 南陽市農林課農林課長の山口でございます。
本日は貴重なお時間を頂戴しまして感謝申し上げます。
農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる「地域計画」ですが、来年からこの先10年間の土地利用の計画を示していくことが大きな課題になるかと思いません。
これに先立ちまして、農業委員会の皆様方におかれましては、各地区の説明会等々にご出席いただきまして誠にありがとうございました。
皆様のご協力のもと、実のある説明会、計画になったものと思います。少子化、高齢化のもとで、農政、農地の利用、あるいは保全ということがなかなか難しい時代ではございますけれども、そのなかであつてもどのようにしていくかという指針が地域計画ですので、何卒ご審議をお願いいたします。
詳細については、農政係長に説明いたさせますので、ご了承いただきたくお願いいたします。
- 農林課高橋農政係長 農林課農政係長の高橋でございます。
皆様におかれましては、これまで協議の場にご参集いただき、誠にありがとうございました。重ねて御礼申し上げます。
早速ではございますが、詳細についてご説明申し上げます。
本件につきましては、農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる「地域計画」を策定するに先立ち、同第6項の規定により、あらかじめ農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴くことと定められていることから、貴委員会より意見を頂戴するものであります。
今回ご提案申し上げます地域計画につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正により、原則として全ての自治体において今年度中の策定が義務付けられたものとなっております。
また、その内容につきましては、これまでご説明してきた通り、「概ね10年後の将来を見据えた地域農業の設計図」といったものであり、地域農業者のほか関係者の話し合いを基に、市町村が策定するものとなっております。
国におきましては、当該計画に基づき、中間管理事業等を通じた農用地の効率的かつ総合的な利用及び集積・集約の加速化を推進するものとしております。

農林課高橋農政
係長

この地域計画は、前身の「人・農地プラン」同様、市内を8地区に区分し、それぞれ独立した計画として策定することとしております。

続きまして、地域計画の詳細につきまして説明させていただきます。

委員の多くの皆様には各地区における協議の場に御参加いただき、また、議案書につきましては事前にご覧いただいていると思われまので、全地区の説明は省略させていただきますが、▲▲地区を例に、基本的な考え方・記載項目等につきましてご説明いたします。

議案書の25ページをご覧ください。こちらが▲▲地区の地域計画となっております。

まず、「1 地域における農業の将来の在り方」の「(1) 地域計画の区域の状況」でございますが、こちらにつきましては、農業委員会事務局に御協力いただき、地区内の農地面積等の統計を掲載しております。

続く、「(2) 地域農業の現状及び課題」では、基礎データを元に当該地区における課題を、「(3) 地域における農業の将来の在り方」では、地区内において、どういった作物をどのように振興していくかといった、将来に向けた方向性をそれぞれ整理し、掲載しております。

次ページの、「2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」に関しては3項目を掲載しておりますが、現状の集積率を除き、全地区とも「中間管理事業の活用による担い手への集約・集積」を基本とする共通の内容となっております。

なお、目標の集積率85%でございますが、「地域計画」の根拠法である農業経営基盤強化促進法に基づき、本市が定める「基本構想」(農業経営基盤の強化の促進に関する各種事項を定めた計画)において「担い手のシェア」を85%としていることから、整合を取るため、同じ数値を採用しております。

続く「3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」及び「任意記載項目」でございますが、(1) 農用地の集積、集団化の取組 (2) 農地中間管理機構の活用方法 ほか、2で記載した目標を達成するために必要となる各種取り組みを掲載しております。

これまでの項目につきましては「人・農地プラン」と多くの項目が内容が共通であることから、概ねこれを引き継いでおり、また、昨年度より地区において協議し、ご了承いただいた内容を掲載したものとなっております。

続いて、議案書ではなく端末の方からご確認いただけるものと伺っておりますが、「4 地域内の農業を担うもの一覧」及び一つ飛びまして「6 目標地図」これがセットとなって、「人・農地プラン」から移行の際に追加された、いわゆる「目標地図」となっております。

内容としては、概ね10年後の将来において、農用地として保全すべき農地がどこか、農地を耕作する担い手は誰か、を筆単位で表したものとなっております。

農林課高橋農政
係長

本来、国においては、ひな型で示しているような、少数の担い手に農地を集積・集約する「目標地図」の作成を期待しているようですが、この「目標地図」が各種手続きに影響を及ぼすこと、具体的には「目標地図に位置付けられた者」以外への農地の賃貸借に制限がかかる可能性があること、補助事業の要件において「目標地図に位置付けられた者・土地」に対象が限定されること等の影響が想定されることを考慮し、「できるだけ多くの土地・人を目標地図に掲載する」ことにより、現状考え得る不利益を最小とすることを念頭に置き、当初計画では「現況地図を目標地図とする」こととして作成しております。

地域計画の運用については国の見解もいまだ流動的であり、各種補助事業との関連付けは次年度の交付要綱等の制定によって、これから明らかになっていくと思われまます。これらによっては、今回の方針と大きく異なる考え方を採用せざるを得ない可能性もございますので御了承願います。

続く記載項目の「5 農業支援サービス事業体」、「7 地域計画における提案の特例」は該当事案が無いことから、全地区空欄となっております。

続いて、今後のスケジュールでございますが、関係機関からの意見聴取を受け、2月に地域計画（案）の公告を経て、3月中旬までには計画を策定し、公告といった手続きを完了する予定となっております。

また、次年度以降におきましても、今年と同じような時期、概ね11月頃に各地区において協議の場を持ち、最低年1回は計画見直しを行うことを想定しております。

以上、地域計画（案）をご説明させていただきました。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

議長（高橋会長）

私からひとつ良いですか。
私の場合は▲▲ですので▲▲のことについて申し上げます。
▲▲には17の部落がありますが、例えば▲▲など「地域農業の現状及び課題」に出てこない部落があります。そこは現状の問題がないということでしょうか。

農林課高橋農政
係長

これにつきましては、今まで協議の場において各地区として出された課題を拾い上げたものです。
ですので、お気づきの課題点などありましたら、今後の協議の場においてご提案いただければと思います。

議長（高橋会長）

分かりました。11月頃に会議を開いて、毎年見直していくことになるのですね。

農林課高橋農政
係長

はい。最低年1回は見直しをする形です。

13番 (安達芳紀委員) 名簿には農地がある人を全て記載するのですか。経営はしていませんが、もですか。

農林課高橋農政係長 農地台帳から農地の耕作者であろう方をピックアップして名簿に掲載しています。

2番 (高橋隆委員) 今は耕作していないが来年始めました、などとなったとき、名簿に名前がなかったら補助金の対象外になってしまうなどの不利益が生じる可能性があるのですが、実際はどうかに関わらず、全て載せていると理解していましたがどうですか。

農林課山口農林課長 この件については、各地区の協議の場等でも説明申し上げておりますが、現時点において、補助金の紐づけ等の明確な指針がまだ国から示されていないということがございまして、今のところは幅広く、とにかく農地台帳で確認できる人を名簿に記載し、その他、親子継承や夫婦間で経営をしているとか様々な経営形態がある場合はお知らせくださいということのアナウンスさせていただいているところです。

そういったことで、本来の趣旨とは若干違うかもしれませんが、補助事業、あるいは新規就農者が入ってきたときに幅広く補助金が受けられるような形にしているところです。

しかしながら、来年度、補助金の要件が具体的に示された際には、その要件に名簿と地図を合わせていく可能性はありますので、そこは柔軟に対応させていただきたいと思っております。

今の時点で補助事業に関する情報が不足しておりますので、今後皆様方には随時情報共有させていただきながら、なるべく農家の方に不利益にならない形でしかも有利な事業が受けられるように対応してまいりたいと考えております。何卒よろしく申し上げます。

7番 (浅野厚司委員) 今のお話は充分分かりまして、そういう形で進めるのは当然だろうと思っております。

そのうえで、今▲▲の名簿を見て、どういう風に拾われているのか不思議に思いましたので教えてください。

私が知る限り、完全に辞めている方も含まれているのですが、この名簿は何を基準に作られたのかだけ教えてください。その辺りがこれから整理されていくのだらうなとは思いますが。

農林課高橋農政係長 農業委員会の農地台帳を元にしたものです。

5番 (本間仁一委員) 集積率85%目標として挙げていますが、それに向かって進めるうえで、やはり基盤整備が必須だと思います。

南陽市内では、▲▲でだいぶ進んできましたが、他の地域はほとんど進んでいない状況ですので、ぜひ全域に広めていただければと思います。よろしく申し上げます。

農林課山口農林
課長

貴重なご意見ありがとうございます。

基盤整備率としては南陽市では高い方です。というのは第一次基盤整備というのがだいぶ進んでいるということで、そういう基盤整備率はあるのですが、例えば5反歩以上だとか1町歩以上とかの大区画の部分については県内レベルだと落ちるという状況で、南陽市としても課題と認識しております。

なお、南陽市は田んぼに限っては8割近い中核担い手農家への集積率が出てきていますので、85%に設定している、国の基準を超えていくという意気込みを見せ、農地が担い手の方に集まっていくスキームはできるだけ取っていきたいと思っています。

今後ともご指導の程よろしく申し上げます。

議長(高橋会長)

他に質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長)

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長)

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長)

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和7年1月17日付け南農委告示第1号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後2時30分)